

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

改正H23.4.1

## 職場意識改善助成金のご案内

仕事と生活の調和を目指し、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主を支援するための助成金です。

## 支給対象事業主

- 労災保険に加入する中小事業主であること
- 都道府県労働局長に「職場意識改善計画」を提出し、認定を受けること
- 2年間にわたり、職場意識改善計画に基づく措置を行い、効果的な取り組みの状況を明らかにする書類を整備していること

## 「職場意識改善計画」の認定申請期間

平成23年4月1日～7月31日（申請状況により期間前でも締切りあり）

## 支給される額

	支給要件	支給額
1回目 (初年度)	職場意識改善計画に基づき、1年間取り組みを効果的に行った場合	50万円
	労働時間などの「制度面」にまで踏み込んだ改善を行った場合	上記支給に加え、50万円
2回目 (2年度)	職場意識改善計画に基づき、初年度よりさらに取り組みを効果的に行った場合	50万円
	2年度にわたり効果的な取り組みを行い、顕著な成果を上げた場合	上記支給に加え、50万円

※この助成金の支給額および支給要件は、平成23年5月以降変更されることが予想されますので、最新の情報をご確認下さい。

※問合せ先 都道府県労働局労働基準部監督課

(東京、大阪、愛知労働局は労働時間課) へお問い合わせください。